

平成 22 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成22年 7 月 30 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○臨時議長の紹介	4
○開会及び開議の宣告	4
○選挙第1号	4
○議長就任のあいさつ	5
○広域連合長のあいさつ	5
○会期の決定	7
○同意第1号の上程、説明、採決	7
○同意第2号の上程、説明、採決	7
○副広域連合長のあいさつ	8
○同意第3号の上程、説明、採決	9
○前監査委員のあいさつ	10
○新監査委員のあいさつ	10
○承認第3号上程、説明、質疑、採決	10
○承認第4号、承認第5号の一括上程、説明、採決	12
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第7号の上程、説明、採決	19
○承認第8号、承認第9号の一括上程、説明、採決	20
○議案第68号の上程、説明、採決	20
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	21

○閉会の宣告.....	28
○会議録署名.....	29
○議決結果等	

平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成22年7月30日 午後2時開議

出席議員（30名）

1番	中嶋ひろあき	2番	鈴木 驍
3番	深澤 利定	4番	鈴木 茂
5番	堀川 幸志	6番	森 美彦
7番	溝口 誠	8番	稲垣まさよし
9番	松岡 定俊	10番	伊藤 正信
11番	宇野 等	12番	守屋 誠
13番	はぎわら洋一	14番	西山きよたか
15番	古性 重則	16番	舟坂 ちかお
17番	須賀 精二	19番	亀倉 順子
20番	吉村 みな	21番	田村 正秋
22番	谷田 部和夫	23番	佐村 明美
24番	渋谷 金太郎	25番	富田 竜馬
26番	金井 治夫	27番	橋本 由美子
28番	多羅尾 治子	29番	舩木 良教
30番	清水 秀明	31番	沖山 宗春

欠席議員（1名）

18番 鈴木 忠文

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	多田 正見	副広域連合長	西川 太一郎
副広域連合長	北川 穰一	副広域連合長	坂本 義次
副広域連合長	合田 進	総務部長	濱島 明光
保険部長	青柳 光雄	保険部参事	関田 守男
総務課長	岩瀬 耕二	企画調整課長	鈴木 和典

保 険 課 長	松 原 秀 樹	会 計 管 理 者	大 和 久 道 夫
監査委員書記 (副参事)	岩 瀬 耕 二	選 挙 管 理 会 長 選 委 員 記 書	鈴 木 和 典

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	岩 瀬 耕 二	書 記	土 田 秀 明
書 記	古 本 正 士	書 記	高 野 稔
書 記	橋 本 宜 明		

議事日程 第1号

第 1 選挙第 1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

追加議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 同意第 1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 3 同意第 2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 4 承認第 3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 第 5 承認第 4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 第 6 承認第 5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員退職手当審査会条例の報告及び承認について
- 第 7 承認第 6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

- 第 8 承認第 7 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した平成 21 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の報告及び承認について
- 第 9 承認第 8 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 第 10 承認第 9 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 第 11 議案第 68 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 69 号 平成 22 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 同意第 3 号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時00分開会

○岩瀬書記長 本日は、本議会の議長であった鴨下稔議員から5月31日付で議員辞職願が提出され、許可されたことに伴いまして議長が欠けております。また、副議長は公務により本議会を欠席しております。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。出席議員中、鈴木茂議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、議長席にお着き願います。

○鈴木（茂）臨時議長 ただいまから平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は30名であります。

欠席の通告は、鈴木忠文議員、1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。新たに選出された議員の仮議席につきましては、本日お手元に配付させていただきました議席表のとおりといたします。

なお、議員の発言は自席で行っていただくようお願い申し上げます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木（茂）臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木（茂）臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、宇野等議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木(茂)臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に宇野等議員が当選されました。

ただいま当選されました宇野等議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

それでは、以上で臨時議長としての職務を終了いたしましたので、議長と交代します。皆様方のご協力を得まして、無事職務を果たすことができました。ありがとうございました。

(議長、臨時議長と交代)

○宇野議長 では、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様のご推挙をいただきまして議長職を務めさせていただくことになりました。皆様のご意見を十分反映いたした議会運営にしていきたいと思いますので、皆様方のご協力、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

初めに、広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

多田正見広域連合長。

○多田広域連合長 広域連合長の多田でございます。第1回臨時会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、4月に発生いたしました高額介護合算療養費の重複支払いにつきましては、被保険者の皆様のみならず区市町村の皆様方にも大変なご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りいたしまして深くおわびを申し上げます。

現在96%以上の返還をいただいておりますが、なお一層の回収に努めるとともに、チェック体制の強化など再発防止策を定め、全職員が一丸となって信頼回復に取り組んでいるところでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、高齢者医療制度につきましては、国の改革会議で議論が行われております。7月23日には「中間とりまとめ」の骨格案が示されました。75歳以上の高齢者は、国民健康保険か被用者保険に加入することを柱とした案となっておりますが、制度の抜本改革と言うにはほど遠く、しかも、引き続き検討することとされた事項も極めて数多く、今後のさらなる深い議論を切に期待しているところでございます。

また、国は意識調査や地方公聴会を実施いたしまして、年末には最終取りまとめを行うということになっておりますが、被保険者等に不安や混乱を招くことなく、公平でわかりやすく、財政的に安定した制度となりますように、現制度を運営する立場から全国広域連合と連携を図りつつ、国に要望してまいりたいと考えております。

こうした状況下ではありますが、東京都後期高齢者医療広域連合では、約116万人の被保険者を有

する国内最大規模の広域連合といたしまして、また、制度の運営主体として62区市町村との緊密な連携のもとに、現行制度の適正な運用に努めてまいり所存でございます。

本議会には、人事案件2件、平成22年度補正予算が1件、退職手当に関する条例改正が1件、また、専決処分したものといたしまして7件の案件がございますが、専決処分につきましては、いずれも緊急を要すること、及び区市町村議会の日程上、やむなく行ったものでございます。何とぞ、よろしくご審議のほどお願いを申し上げましてごあいさついたします。

○宇野議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程配付)

○宇野議長 日程の追加につきまして、お諮りいたします。

お手元に配付させていただきました資料のとおり、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてほか11件につきまして、本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

まず、議席の指定を行います。議席は、お手元に配付させていただきました議席表のとおり指定いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条に基づき、松岡定俊議員、及び谷田部和夫議員を指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長、お願いします。

○岩瀬書記長 それでは、ご報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

- 1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。
- 2、平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。
- 3、平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号の追加1）でございます。
- 4、平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。
- 5、平成22年1月分から6月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上5件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は以上でございます。

○宇野議長 ありがとうございます。

次に、追加日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、追加日程第2、同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。多田正見広域連合長。

○多田広域連合長 同意第1号につきまして、ご説明をいたします。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号ロの市の長から選任されます副広域連合長は、黒須隆一前副広域連合長からの申し出により、地方自治法第165条第2項の規定により、本年4月30日付で退職の承認を行いましたので、欠けている状況でございます。このため、後任者につきまして、東京都市長会会長である北川穰一昭島市長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 同意第1号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第1号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第3、同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。多田正見広域連合長。

○多田広域連合長 同意第2号につきまして、ご説明をいたします。

広域連合規約第12条第4項第2号の、地方公共団体の運営に関し知識経験を有する者から選任する副広域連合長は、その任期が平成22年8月3日に満了することとなります。このため、後任者につきまして、引き続き合田進副広域連合長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 同意第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第2号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました北川穰一副広域連合長に入場を求めるとともに、北川穰一副広域連合長及び合田進副広域連合長に、順次ごあいさつをお願いいたします。

(北川副広域連合長 入場)

○宇野議長 それでは、北川穰一副広域連合長からお願いいたします。

○北川副広域連合長 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました昭島市長の北川穰一でございます。

ただいまは、広域連合の副広域連合長の選任同意案件にご議決をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございます。

当制度を取り巻く環境につきましては、ご案内のように厳しい経済情勢、そしてまた、政治状況もいささか変化がありそうでございます。そんな中にありまして、本制度も何かと微妙な段階にあるのではないかなというぐあいに思います。選任されました上は、皆様方のご指導をいただきながら、また関係者の方々のご協力をいただきながら、東京都民の健康を守る、あるいはまた、特に高齢者の健康を守るという点から、私どもも誠心誠意精いっぱい頑張っていく所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○宇野議長 よろしく申し上げます。

続きまして、合田進副広域連合長お願いいたします。

○合田副広域連合長 副広域連合長選任のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

これまで以上に、現制度の円滑な運営に取り組んでまいり所存でございます。今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

○宇野議長 ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時19分再開

○宇野議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程配付)

○宇野議長 お諮りいたします。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを本日の日程に追加し、追加日程第13として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第13、同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は、溝口誠議員に関することで、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願いいたします。

(7番溝口誠議員 退場)

○宇野議長 提案理由の説明を求めます。多田正見広域連合長。

○多田広域連合長 同意第3号につきまして、ご説明をいたします。

広域連合監査委員のうち、広域連合議会議員のうちから選任されております深澤利定監査委員から、このたび都合により監査委員を退職したい旨の退職願が本日付をもちまして提出されましたので、これを受理し承認いたしました。

そこで、後任者といたしまして、溝口誠議員が適任と判断し、同氏を広域連合議会議員のうちから選任する監査委員として選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 同意第3号につきまして、質疑及び討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○宇野議長 ないものと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第3号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、溝口誠議員の再出席を求めます。

(7番溝口誠議員 入場)

○宇野議長 それではここで、深澤利定前監査委員から退任のごあいさつをお願いいたします。

○深澤前監査委員 深澤でございます。

このたび、一身上の都合によりまして監査委員の職を辞させていただきます。

ご案内のとおり、あとは大田区の溝口誠議員にお願いをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○宇野議長 ありがとうございます。

続きまして、溝口誠新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○溝口監査委員 ただいま、深澤委員の後を受けまして監査委員の選任の同意をいただきました溝口でございます。

たまたま今、地元大田区でも監査委員を務めておりまして、本当に監査の重要性というのは今さらながら申し上げることはないと思います。引き続きしっかり職責を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宇野議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、追加日程第4、承認第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、その支給割合の引き上げの規定を追加し、あわせて特別区職員に準じ、期末・勤勉手当を改正するため、本条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成22年3月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 これより質疑を行います。

承認第3号につきましては通告がございましたので、発言を許可いたします。

25番、富田議員。

○富田議員 時間外勤務について簡潔にお伺いしたいと思います。

時間外勤務手当についても、当然これは税金であり、つまり区市町村からの負担金で賄われているということを考えれば、時間外手当というのは抑制すべきだというふうに私は考えております。また、昨今言われておりますワーク・ライフ・バランスという観点からも、時間外勤務そのものも抑えられ

るべきなのかなというふうに思っております。

そこで、通告にありますとおり、時間外勤務の実績、昨年度21年度と本年度の直近の6月までの実績、そして広域連合として時間外勤務の抑制に向けた取り組みはどのようなものをされているのか、この2点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○宇野議長 では、答弁をお願いします。

総務部長。

○濱島総務部長 まず、平成21年度の時間外勤務の実績でございます。月平均1人当たり15.4時間、単価にいたしますと、1時間当たり3,047円でございます。

また、平成22年度につきましては、6月まででございますが、月平均1人当たり19.1時間、時間単価にいたしまして2,940円となっているところでございます。

2点目の時間外勤務抑制に向けた取り組みでございますが、毎週水曜日にノー残業デーを設定の上、毎週周知をいたし、その趣旨を徹底しております。また、過重労働による健康障害防止対策の面から、時間外勤務が著しい職員に対しましては、産業医の面談を実施しているところでございます。

今後、職員の健康維持や、仕事と生活の調和の視点や業務の効率的執行の面から時間外勤務の抑制に努め、公務のため臨時または緊急の必要があるかを一層精査いたし、計画的な執行に努めていく所存でございます。

○宇野議長 富田議員。

○富田議員 ありがとうございます。

21年度が15.4時間で、今年度になって19.1時間ということでふえているということで、さまざま要因があると思うんですけれども、例えば、高額介護合算療養費にかかる誤支給の問題がありました。誤支給という、これが原因となっているのかどうかというのを伺いたいんですけれども、仮に誤支給という広域連合側のミスによって時間外手当が増加したということでは、被保険者の皆さんを初めとする都民の皆さんのご納得は得られないのかなというような視点もあると思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○宇野議長 総務部長。

○濱島総務部長 昨年度に比べ、時間外勤務が増加している、その要因でございますけれども、今年度は、異動者が非常に多く、57人中29人が異動したというようなこともございまして、年度当初にその影響が大きく出たことがあろうかと思えます。

また、今年度初めて行います保険証の一斉更新や一部負担金の割合相違に伴います返還金請求事務の準備、高額介護合算療養費の支給事務そのもの、またその誤支給に対する対応も含め、時期的に集中したものであり、今後は落ち着いていくものというふうに考えているところでございます。

○宇野議長 富田議員。

○富田議員 わかりました。誤支給だけではなく、さまざまな要因があったということで理解はするところでありますけれども、今、私がおります東久留米市でも非常に財政が厳しい中で、残業手当をなるべく抑えていこうという、こういう取り組みで、担当に聞きましたら、月12時間ぐらいが平均となっています。もちろん特別地方公共団体と普通地方公共団体ですから、単純比較はできませんけれども、冒頭私が申し上げたとおり、やはり利用者の被保険者の方や税金等で賄われているということをいま一度ご認識を新たにさせていただいて、時間外手当抑制に向けた取り組みをしっかりとやっていただきたいということを最後要望して終わります。ありがとうございました。

○宇野議長 要望ですね。

他に質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宇野議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいまのところ、討論の通告がございませんので、討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、承認第3号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第5、承認第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について及び追加日程第6、承認第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員退職手当審査会条例の報告及び承認についての2件につきまして一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第4号及び承認第5号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

承認第4号は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、退職後に在職中の不祥事が発覚した場合等において、退職した者に退職手当の支給制限、返納等を命ずることができることとする等の制度を整備するため、また、承認第5号は、ただいまご説明いたしました退職手当の支給制限、返納等に関して、その手続上の適正を図ることを目的に、広域連合長の附属機関として条例に基づく審査会を設置するため、それぞれ条例改正及び制定の必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成22年3月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでござ

います。

以上2件につきまして、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 承認第4号及び承認第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第4号及び承認第5号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員でございます。よって、承認第4号及び承認第5号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第7、承認第6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、国が平成21年度に実施いたしました低所得者等に対する保険料軽減措置が平成22年度以降も引き続き実施されることになり、これに伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正し、当該基金の処分に関する規定の改正とともに、条例の効力を平成24年3月31日まで延長したものでございます。

本件は、国の平成21年度補正予算第2号の成立を受けて、関連する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成22年3月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 これより質疑を行います。

承認第6号につきましては通告がございましたので、発言を許可いたします。

6番、森議員。

○森議員 本案件は、自公政権時代の保険料軽減措置を延長するために必要な改正です。次の補正ともかわかりますけれども、改革会議の動きにも関連させながら、ここで質問をさせていただきます。

質問の第1は、保険料値上げゼロへの逆算方式の取り組みについてです。

政府は、後期医療制度の廃止を先送りし、その上、約束していた保険料を抑制する新たな国庫補助も行いませんでした。そのために、4月から保険料が値上げされて、高齢者の怒りと不安が広がっているところです。

廃止の先送りによって、さらに2年後には、もう一度保険料改定の時期が来ます。2012年度の保険料改定においては、「被保険者の保険料負担が増加しないよう、必要な財源を国において確保すること」を全国後期高齢者医療広域連合協議会として6月9日、国に対し重点要望をいたしました。が、まともな回答は返ってきておりません。

そこで、質問です。

東京都広域連合として、負担増はしない、負担軽減を図るという立場で、逆算方式で公費投入額の推定を出し取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。これが質問1です。

第2は、国庫負担引き上げの要望についてです。

厚生労働省は、7月23日、高齢者医療制度改革会議を開いて、新制度の中間とりまとめ案を示しました。この新制度案は、高齢者を差別して負担増と医療抑制を強いる後期高齢者医療制度の根幹を残すものであり、廃止先送りとともに国民への二重の裏切りであります。

後期医療制度を即時廃止し、老人保健制度に戻すことが公約であり、今からでもこの立場に立ち返るべきだということをまず最初に指摘しておきたいと思います。

とはいえ、改革会議の検討が進んでいるというもとで、廃止後どのような制度ができようと、安心して必要な医療が受けられるようにするには、負担増と医療抑制を強いることはやめて、高齢者医療制度に対する国庫負担を引き上げていくことが不可欠であります。

そこで、質問です。

検討に当たっての6原則の中には、国庫負担の引き上げということは書いていません。国庫負担の引き上げを明確にするよう広域連合として要望すべきではないか。これが質問の2です。

第3は、医療抑制の仕組みをなくす要望についてです。

改革会議の中で、日本医師会の代表委員が、高齢者医療確保法の総則の第1条で、医療費適正化について規定されているように、後期高齢者医療制度は、医療費抑制を目的としていることに大きな問題があると意見を述べております。実際、高齢者医療確保法には、全体として医療費抑制の仕組みが盛り込まれています。政府の医療給付費削減目標は、2015年度3兆円のうち、後期高齢者分が2兆円となっております。削減の大半が高齢者分であるわけです。高齢者の医療費削減のための数値目標を定めた都道府県ごとの医療費適正化計画など、医療費抑制の仕組みについてはなくす必要があります。

そこで、質問です。

全国後期高齢者医療広域連合協議会として医療費抑制の仕組みをなくす要望をするよう東京都広域連合として意見を出すべきではないか。

以上です。

○宇野議長 それでは、答弁をお願いします。

保険課長。

○松原保険課長 負担軽減を図る立場で、逆算方式で公費投入額の推計を出し取り組むべきとのご質問でございます。

後期高齢者医療制度における医療給付費の財源構成は、おおむね国、東京都、区市町村からの公費負担5割、現役世代からの支援金4割、被保険者の保険料1割で賄っており、保険料の算定につきましては、法令に基づき医療給付費や財政安定化基金への拠出金、さらには、保健事業分の保険料対象経費などの総経費から、定率で収入する国庫支出金、東京都支出金、区市町村支出金や後期高齢者交付金などの収入を差し引き、保険料の賦課総額を算出するルール計算となっておりますので、逆算方式での保険料率の算定は考えておりませんが、平成22・23年度と同様の算定につきましては、状況に応じてお示しをしております。

続きまして、国庫負担金の引き上げを広域連合として要望することにつきましては、本年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して「必要な財源については、被保険者の負担や地方の負担を増加させることなく、全額国において確保すること」を要望しており、国は中間のとりまとめ案の中で「公費については、高齢者や現役世代の保険料負担の増加を抑制するため、効果的な投入を図りつつ充実させていくことが必要であり、今後の高齢化の進展等に応じた公費のあり方について引き続き検討する」としておりますので、今後とも国の検討状況について注視してまいります。

医療費適正化につきましてはのご質問でございますが、高齢化社会の進展に伴い、医療費の大幅な増加が見込まれる中で、より安定した制度運営を行いつつ、被保険者が必要な医療を安心して適切に受けられるようにするためには、医療費の適正化が必要であると考えておりますので、国に対して意見を出す考えはございません。

○宇野議長 森議員。

○森議員 再質問します。

第1は、保険料値上げゼロへの逆算方式の取り組みについてですが、6月9日に全国後期高齢者医療広域連合協議会として、次の保険料改定では、保険料負担が増加しないよう、つまり値上げしないよう国に対して重点要望をしております。しかし、6月16日付の厚労省の回答は、一言で言えば、今回の改定と同レベルの対応を予定しているというものです。つまり、剰余金と基金の活用だけを見込んでいるというものです。しかも、財政安定化基金は制度廃止で使い果たすのかと私、厚労省に聞きましたら、新制度に承継することも視野に入れて検討していると言っておりました。

質問ですけれども、その1は、廃止まで1年を残しての保険料改定であり、東京都広域連合として保険料の値上げは絶対にしないと、こういう立場を明確に打ち出すべきではないか。

それから、その2は、国に対しては、保険料値上げは絶対にしないための新たな予算措置を行うこと、及び基金の積み増し額は値上げゼロの数字を示して要請すべきではないか。

その3は、東京都に対しても、同様の立場で財政支援を強く要請すべきではないか。

第1に関しては、以上3問です。

次に、第2と第3をまとめて質問いたします。

お年寄りの医療費を別勘定にして、さんざん肩身の狭い思いをさせて、無理やり医療費を抑制する、ここにお年寄りの人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間的な根源があるわけです。

医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくという厚労省官僚が語った制度の根幹は、新制度案に引き継がれております。年齢区分は75歳以上から65歳以上に引き下げることと引き続き検討するとしておりますけれども、差別医療を65歳に拡大するものであります。医療費のかかる高齢者だけを集めて高齢者医療費の1割相当の保険料負担を課す別勘定の制度に追い込む、別勘定というのと都道府県単位の保険料の仕組みは後期高齢者医療制度と全く同じです。

そこで、質問です。

後期高齢者医療制度を廃止すると言いながら、廃止すべき肝心かなめの差別の仕組みを残すというんだったら、廃止したことにならないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、厚労省案では、1,400万人のうち1,200万人という大多数の高齢者が国民健康保険に組み込まれます。国保は失業、廃業、不安定雇用の増加で財政の悪化が深刻です。国庫負担の引き上げは急務であり、民主党も9,000億円の予算措置を約束していたのに、これも守っていません。新制度について中間のとりまとめ案で、公費負担については引き続き検討していくということになっておりますけれども、負担を地方に押しつけるのではなくて、国庫負担を引き上げるということを明確にするよう要望すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○宇野議長 保険課長。

○松原保険課長 保険料値上げゼロを目指して、国・都に財政負担を働きかけることについてでございますが、私ども広域連合は、まず、第一の保険料を算定するに当たり、料率ありきの推計ではなく、ルールに基づき保険料を計算した場合、保険料がどの程度変わるか検証を重ねるとともに、保険料が上昇する場合は、その抑制策を国と都に働きかけることを検討してまいりたいと考えております。

○宇野議長 保険部長。

○青柳保険部長 年齢の関係で現状の制度を引き継ぐという形で、廃止したことにはならないのではないかとご質問でございますが、現在まだ中間とりまとめの段階で、たたき台のようなまとめの案が示されたところで、まだ検討が継続している項目も多々ございます。そうした中で、私どもの今の段階でその制度がどういうふうになるかという情報収集に努めることが第一というふうに考えておりまして、現段階ではそのところを収集に努めるという形でご回答するしかないのかなというふう

に考えております。

○宇野議長 保険課長。

○松原保険課長 国庫負担の増額につきましては、先示された高齢者医療制度改革会議の中間のとりまとめの案におきましても、公費負担の投入割合につきまして具体案は示されておりませんので、今後、改革会議の検討状況を見ながら、国庫負担に関する要望につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○宇野議長 森議員、3回目です。

○森議員 最後の質問をいたします。

1点目の保険料値上げゼロへの逆算方式の取り組みについてですけれども、今回の改定では、厚労省の指示もあって、5%以内に抑えるということがひとり歩きいたしまして、それに向けての逆算で積み増し額を14.5億円ずつということにしたわけです。これは、先ほどお答えにあったように、抑制するという立場です。私が聞いているのは、もう最後の1年だと、廃止する1年、そういうときに、また値上げするのか、それでは高齢者の皆さんは納得できない、こういうことがあるわけですよ。ですから、東京都広域連合の立場として、絶対もう値上げしないんだ、ゼロだよと、これは下げてほしいのは本音ですけれども、少なくとも値上げはゼロだと、こういう立場に立って、今から努力すべきじゃないか、こういうことを聞いているんです。その立場に立っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

2点目は、多田広域連合長もおっしゃっていたけれども、抜本改正と言うにはほど遠い、引き続き検討事項も多いという中で、ただただ見守っている情報収集だけでは、これは流れに任すだけですから、こちらから言っていかなきゃいけない。

11月に改めて要望を出すということをおっしゃっていましたが、それに反映させる意味で、全国後期高齢者医療広域連合協議会に反映させる意味で、東京都広域連合としても物を言っていくと思うんですね、その前に。そのときに何が大事かという、やはり国庫負担引き上げというのと、それから医療費抑制の仕組みという、この2点はしっかり要望していただきたいんだというふうに思うんですよ。それを聞いて終わります。

○宇野議長 多田広域連合長。

○多田広域連合長 広域連合は、現行の法制の中で運営されているものでありますから、ある枠の中でのことしかできない。つまり、ルールに従って保険料を算定して、もしそれを軽減しようとするれば、何らかの措置をとる、こういうことですが、それは、つまり広域連合のやり方の中でどう工夫するかという問題が一つあります。

それからもう一つ、新しい制度は、これは国が今考えておりますが、今後どういう医療制度になるかということは、これは自治体の問題として、今のこの試案に対してどういう考え方を持つかという

ことを皆様と相談して、どういうことを言うかということこれから考えていくべきであり、これは広域連合がやるべきことというよりは、自治体がやるべきことになろうかというふうに思っております。広域連合は現行の法制の中での仕事をやっていると、こういうことから、それを超えた将来の問題については、自治体としてどうするか、これを62の区市町村が意思統一をしなければならない、そういうことになると思いますが、それは今後、この中間とりまとめの骨格案が示されましたので、どういう姿勢で、どういう主張をするかということ各自治体と相談をしながら、これから言っていかなければいけないと思います。

国の負担がないじゃないかということについては、全く私も同感であって、負担の問題は全然触れていませんから、このままだと自治体が全部負担することになるのではないかということになり、これでいいんですかと、こうしたことは今、自治体のだれもが考えていることだと思いますので、この広域連合の場とは別のところで次元を変えて論議をしなければいけないとそうように思っております。

○宇野議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○宇野議長 ないものと認め、質疑を……

○森議員 ゼロの立場に……

○宇野議長 これでもう3回目終わりましたが。

○森議員 いえいえ、答弁漏れ。

○多田広域連合長 いや、答弁したつもりです。

○宇野議長 よろしいですか。

それでは、ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

承認第6号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、多羅尾議員。

○多羅尾議員 承認第6号につきまして討論を行います。

国の平成21年度補正予算により、当該基金の処分について平成22年度の低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料の負担軽減措置を延長し、それにあわせて条例を平成24年3月末日まで延長するものであり、反対するものではありません。賛成をいたします。

しかしながら、このように後期高齢者の負担軽減を引き続き延長せざるを得ないことの要因は、後期高齢者医療制度そのものが、75歳以上の高齢者を差別し負担を重たくする問題のある制度であるということ、さらに、民主党政権が「廃止する」としましたが、結局は廃止を先延ばししたことによって軽減措置をとらざるを得なくなったことが挙げられるのではないかと考えます。

さらに、今後の新制度については、高齢者を区別し負担を押しつけるという根本問題を解決するも

のとは言えず、改めるべきではないかと考え、以上の意見を述べさせていただき、賛成したいと思います。

○宇野議長 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○宇野議長 ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第6号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、承認第6号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第8、承認第7号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第7号につきまして、ご説明申し上げます。

平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正額は43億2,405万8,000円で、その主な内容は、歳出予算では、保健事業費234万6,000円、基金積立金49億3,934万6,000円をそれぞれ増額するとともに、諸支出金6億1,763万4,000円を減額しております。

これを賄う歳入予算では、国庫支出金49億4,169万2,000円を増額するとともに、繰入金6億1,763万4,000円を減額しております。

本件は、主に国の平成21年度補正予算第2号の成立に伴い、補正予算を編成する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成22年3月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 承認第7号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第7号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、承認第7号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

次に、追加日程第9、承認第8号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について及び追加日程第10、承認第9号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての2件につきまして一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第8号及び承認第9号につきまして、一括してご説明申し上げます。

承認第8号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児、介護を行う職員に対する超過勤務の制限、短期の介護休暇制度を規定するなど、また、承認第9号は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、育児休業等をすることができない職員の規定を改正するなど、それぞれ職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とするため、条例改正の必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成22年6月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上2件につきまして、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 承認第8号及び承認第9号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第8号及び承認第9号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、承認第8号及び承認第9号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

引き続きまして、追加日程第11、議案第68号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第68号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成22年4月1日公布、同日施行の雇用保険法等の一部を改正する法律により、雇用保険法第56条の2が同条の3に繰り下げられたことに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例中、失業者の退職手当等に関する規定で引用する部分について規定整備を行うものでございます。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 議案第68号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第68号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第12、議案第69号 平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第69号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の補正額は21億2,296万9,000円で、その主な内容は、歳出予算では、区市町村負担金返還金で、平成21年度保険料未収金補填分負担金の精算による返還額として9億2,013万4,000円を、また、償還金で、現役世代からの支援金であります平成21年度支払基金交付金の精算による返還額として12億283万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

これを賄う歳入予算では、平成21年度保険料未収金補填分負担金の精算による追加分として、区市町村支出金で1,748万6,000円のほか、繰越金21億548万3,000円を計上いたしました。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長 これより質疑を行います。

議案第69号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番、橋本議員。

○橋本議員 では、質問をさせていただきます。

補正予算ということで、22年度の第1号ということですが、単純に見ていくと、先ほどのご説明にあるように、入ってくるお金のほうが、つまり区市町村負担金で返していただくお金よりお支払いするお金、これは二つに分けて支援金の部分、それからあとは未収の部分ということで説明がありましたが、最終的に昨年のこの臨時議会でも繰越金を歳入に充てて補正をしておりましたけれど、今回21億円の増額補正ということで、繰越金全体の動きを見たときに、最終的に11月にはっきりするかもしれませんが、この繰越金の決算見込み、そしてまた、この医療特別会計、今後の補正の動きと要因としてはどのようなものがあつたときに大きく補正が組まれる、そういう見込みなのかということ、これが第1です。

それから、これは入ってくるお金については、予定収納率というのは98%と設定するということで保健計画にも書かれておりますけれど、この辺の見込みと、そして結果的にはどうだったのか。この結果というのは、62区市町村で大きく違いもありますので、その辺のところでは、広域連合として分析する側、そしてもらったり出したりする側としての実態をどうとらえているかということをまずお答えいただきたいと思います。

そして、要するに未納な方のことについて、私たち、昨年の臨時議会等でも多羅尾議員も質問したり、その後、11月に私も、やがてはこの法律のところでは今までと大きく違って、短期・資格証の発行ということで、これは老健のころは公的な保険、つまり被爆者や結核の保険と同じように、高齢者というのは本当に抑えられない疾病が出てくるので、こういう短期保険証や資格証の発行にはなじまないという国の運営がずっと続いてきたんですが、今回の後期高齢者医療制度によって、そこが大きく変わりました。

資料としていただいた中に、保険部長のほうから、短期保険証とかそういうものの発行についての考え方も、広域連合として示されていますけれど、この短期証・資格証に対する基本的な考え方を伺いたいと思います。

そして、私なんかも心配をしてこの議会等でお聞きしたときに、例えば、保険課長なども、滞納者に個々の人の実態調査などを行い事情を把握、適切に運営するとしていますけれど、この事情の把握とか適切に運営、そして、何よりもその前提の実態調査というのはいつ、どのような形で行い、百十数万人の中で、今回滞納がある方というのは数字的にも、以前5万5,000人と答えていらっしゃいましたが、実際資料を見ると3万9,000何がしという形ですが、こういう方たちにはどのような形で実態調査を行ってきたのか、そして対応してきたのか、そういうことをお答えいただきたいと思います。

○宇野議長　それでは、保険部参事。

○関田保険部参事　初めに、平成21年度の繰越金についてであります。特別会計歳入歳出決算による剰余金といたしまして、平成22年度に繰り越す額は、歳入歳出決算の差し引きでおよそ161億円を見込んでおります。

今後の補正につきましては、平成21年度決算に伴う国庫支出金や都支出金、区市町村支出金の精算による補正を予定しております。

また、その他の補正要因といたしましては、今後の医療給付実績の増減等に伴う補正などが考えられます。

次に、保険料未収金に係る収納率についてであります。算出基礎となる保険料の予定収納率を当初予算において一律98%と見込み、残り2%相当分を未収金補填分負担金として計上しております。

実際の収納につきましては、本年2月に区市町村に対して決算見込みの調査を実施し、全体の収納

率見込みが97.74%となったことから、これをもとに区市町村ごとの未収金補填分負担金を算出し、納付していただいております。

その後、各区市町村の平成21年度保険料の決算速報値では、収納率が98.53%に上昇いたしました。この結果、全体の未収金が減少したことに伴い、未収金補填分負担金について返還額が生じたものがあります。

また、区市町村ごとの実績についてであります。未収金補填分負担金の算出基礎となる保険料の収納率において、区部が98.31%、市部が99.07%、町村部が99.2%となっております。これは、前年度の収納実績が全体で97.84%でありましたが、区市町村の努力によって前年を上回ったものと考えております。

○宇野議長 保険課長。

○松原保険課長 短期証・資格証明書発行に対する広域連合としての考え方についてでございますが、資格証明書は、保険料を適切に納付していただいている被保険者との公平性を図る観点から、十分な負担能力があると認められるにもかかわらず保険料を滞納している悪質な滞納者について交付をするものです。

短期証は、一定期間保険料を滞納し、納付相談や事情調査に応じていただけない被保険者に対し、面談の機会を持つ一つの方策として交付するものでございます。

また、この考え方につきましては、担当課長会等で説明を行い、共通の認識に立っております。

また、短期証・資格証明書の発行状況につきましてでございますが、7月8日現在、62区市町村全体で、短期証の発行予定件数は1,890件でございます。

なお、資格証明書を発行している区市町村はございませんが、滞納者の実態につきましては、区市町村で的確な把握に努めているものと認識をしております。

○宇野議長 それでは、2回目です。橋本議員。

○橋本議員 では、もうちょっと絞り込んでお伺いします。

20年度の決算から21年度の特別会計の繰越金のときには、ちょうど同じ時期、171億で、最後46億くらいで終わっているんですが、今回は規模が縮小しているという形での、最後161億円くらいになるんじゃないかということですが、この辺は1年度ずれて随分違っているんですが、この辺の見方について1点。

それから、あとは2と3が一緒になっていくかと思うんですが、先ほどおっしゃった中で、1つは、収納の努力が見られたということで、62区市町村が努力をしたということを答弁なさいましたけれど、これは実際にはどのようなことをされているのか、課長会とかそういうところで実際の取り組みを連合としては把握をなさっているのかどうか。

それからもう一つ、短期保険証と資格証の違いについてお答えになる中で、短期証について千八百

数十件の発行が既にあるということで今答弁をなさいましたけれど、これは特別区、市、それから町、また島なんかに分かれて、全62区市町村について、それぞれの数を皆さん把握をなさっているのかどうか、またいるのであれば、先ほど特別区、市とか町で分けてお答えがありましたけれど、そういう形でもお答えいただけたらと思います。

さて、この短期保険証をどういうときに出すかというようなところでは、例えば、督促に応じないとか、事情調査等に応じようとしめない場合とか、文言的には書かれていますが、この75歳以上の方が、例えば、入院をしたり、それからおひとり暮らしの方なんか、今回の熱中症なんかでも、知らない間に、まさしく命まで奪われるような、そういう方がとても多い中では、応じようとしめない場合とか、応じたくても応じられない場合とか、非常に私は後段のほうの年齢的特性も考えて、やはり簡単に事務的に督促状を出したら、はい、私はこういう状況でというふうに答えられない件数が非常に多いと思っていますし、実際に私の自治体でもそういう状況です。その辺のところを私は事務的にやっていることに対しては非常に危惧するんですが、その辺については、広域連合としてはどのように短期保険証交付対象者とか解除要件とか、これまた保健医療事業計画にはかなり割り切った形で書いていますけれども、それは遡って言うと、第1質問でもあったように、私は公費医療と同じくらいお年寄りの医療というのは、何があっても最後保険証なしにするようなことがあってはならないという、そういう立場を貫き通すことが第一義ではないかと思っているんですが、その辺と兼ね併せての答弁でよろしく願いいたします。

○宇野議長 保険部参事。

○関田保険部参事 まず1点目の前年度との比較でございますが、前年度につきましては、最終的に218億円ほどの剰余金が生じております。今年度161億円の見込みでございますので、今年度は前年度に比較し縮小してございます。これにつきましては、20年度は、制度が開始した当該年度でございます。これに対して、21年度は2年目に入り、精算等の手法や実績見込み等の算出の精度において、20年度を上回ったものと認識しております。

2点目の区市町村の努力でございますが、これは区市町村ごとに、例えば、収納相談や夜間の徴収でありますとか面談でありますとか、個々の対応をやっていると思っています。そういった努力によって収納率が上昇したというふうに考えております。

○宇野議長 保険課長。

○松原保険課長 短期証の交付の件数等についてでございます。

区市町村でございますけれども、発行を予定している団体は30団体、区が15、市町村が15、予定していない団体は32団体で、区が8、市町村が24となっております。

また、個々の状況を調査することに関しましては、事務的な対応ではございませんで、実態に即したいろいろな相談を区市町村が独自にやっていると認識をしております。

○宇野議長 橋本議員、3回目です。

○橋本議員 繰越金のことについては、当初予算というのは本当に科目存置のような立て方で、お金の出入りが一定の額が出ているということで考えると、最後百数十億円というのがやはり出てくるので、その辺のところでは、私はやはり次の年度に向けても、最初の見方が、つまり歳入としての繰越金というのは非常に低く見積もるということは、それだけ仕事もできない、それから特別会計は厳しいということに見えるんですが、やはり一定のこれでもう2年、それで今度3年になっていくと、繰越金についても、やはり的確なとらえ方をして、使うところには的確に使っていくという、そういう財政の基本というか立て方をぜひお願いしたいと思います。

もう一つの件なんですが、私は、資料をいただいて見たときに、やはり利島とか新島というところは滞納者がゼロで、もともと後期高齢者の対象者が40人とかというと、非常に役所とその75歳以上の方たちのコミュニケーションがとれているので、あの人はこういう事情で払えないんだというのが見えると思うんですが、先ほど、個々の対応とか夜間にやれば、必ずさっきのご質問にもあったように、時間外が、これはここの団体には生じないんですが、地方自治体では辛い、お金がない中でも、時間外をつくって、それで日曜日にやるとなれば、もっとまた時間外もふやして対応していかなければならないということもお考えいただきたいとは思いますが、それより重要なのは、やはり区部のような分母、非常に4,000とか2,000とか3,000という人たちが払えない状況の中で、果たしてどこまで本当に個人個人の状況をとらえられるのかというところでは、私はそのところで危惧をするものです。ですから、各区市町村の努力、それは出していらっしゃる文書に応じて1カ月とか2カ月とか、それから手紙を出しても来ないよという、その月数に合っていれば、皆さんがやることは違法ではないかもしれないし、基準には合っているかもしれないけれども、やはり人の顔とか命の状況が見えないということについては、非常に重要視をしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

結局、短期保険証で、もしいろいろなすれ違いがあって、またお払いできない場合は、資格証もやむなしというのがこの法律の根源にあるわけで、そういうことを生じさせてはならないという立場で広域連合のほうも取り組んでいただいて、何か仕事は62区市町村にやっていただくんだというんじゃなく進めていただきたいと思います。

最後に、例えば、私の所属している自治体では、保険課というのは国保から後期高齢まで6人の職員、とても一軒一軒、滞っている方のところに行って、どうですかとドアを開けてという対応できないんですね。それがために、短期についても消極的にならざるを得ないという、そういう実態があります。ですから、やはりこういうことを考えたときに、今後年数がふえればふえるほど、短期から資格証にという可能性も増してくるのではないかと思うので、ぜひその辺に対して慎重に物事を運んでいただきたいということを私思っていますので、ぜひ広域連合のその辺のとらえ方についても最後

お伺いして終わります。

○宇野議長 保険部長。

○青柳保険部長 短期証の発行につきましては、各区市町村のご努力によって徴収をしている中で、個々に状況が違いますけれども、やはりかなりご苦労された中で保険料を納めていただいている方もいらっしゃるわけです。そうした観点から、公平な観点から、短期証というものを発行して、お話をお伺いする一つの場を設けるものだというふうに考えております。今おっしゃられた病気でこちらに来られないとか相談できない方というのも、それは区市町村で把握をしていただいているものというふうに思っています。また、資格証明書につきましては、厚生労働省から、原則的には交付しないという通知も出ております。交付するに当たっては区市町村の審査会、また広域連合の審査会の中で十分に状況を把握した中で交付することの適否を判断してまいりますので、事務的な判断をしないように適切な対応に努めてまいります。

○宇野議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○宇野議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第69号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、吉村議員。

○吉村議員 第69号議案 平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、この時期の補正ということで賛成をしてまいります。

さきの質疑の中でも、後期高齢者医療制度において、2010年7月末で保険証が変更することに伴い、保険料滞納者への対応として短期証の発行を予定している区市町村があることがわかりました。

東京都広域連合の出した資料によれば、2010年5月までに保険料の滞納者は3万9,460名おり、短期証の発行予定の件数は1,890件にも上ることが明らかになりました。

短期証の発行対象者となる人たちの多くは、普通徴収の高齢者たちです。国立市でも、短期証の発行の対象とされる高齢者の所得を調査したところ、年金所得で年間171万円台の方や、営業所得でも266万1,784円の方などで、対象者すべてが納付書による普通徴収の方たちです。短期証の交付に当たっては、東京都広域連合としても対象者の状況を十分把握するように要望しておきます。

また、資格証に関しては、東京都広域連合も2009年の第1回臨時議会で、厚労省の通知に基づいて、原則として資格証の発行に至らないようにするという留意点は、東京都広域連合としても齟齬^{そご}はないという答弁がありました。短期証の発行は、高齢者から保険証を取り上げることとなる資格証発行の突破口となります。老人保健制度のもとでは、短期証の発行件数が0件でした。このことから、短期証が発行されることは、後期高齢者医療制度の廃止が先延ばしにされている中では、重大な問題で

あり、この制度そのものの矛盾のあらわれとも言えます。多くの都民、高齢者の願いは、後期高齢者医療制度を早期に廃止し、とりあえずもとの老人保健制度へ戻すことです。私は6月25日に広域連合の議員有志で短期証の発行をやめるように東京都広域連合へ申し入れを行いました。高齢者のための医療制度であることを考えれば、東京都広域連合は短期証の発行は行うべきではないと重ねて申し上げて討論いたします。

○宇野議長 引き続き、議案第69号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

22番、谷田部議員。

○谷田部議員 それでは、通告に従いまして、平成22年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの補正は、平成21年度における保険料未収金補填分負担金と支払基金交付金を精算した結果行ったものでありますが、11月の決算議会に先立って、平成22年の早い時期に補正予算を組み実施できることは、区市町村を初め関係機関の立場からも評価できるものと考えます。

まず、平成21年度保険料未収金補填分負担金の精算については、区市町村への9億2,000万円余の返還金を計上しているものであります。このことは、当初見込んでいた未収金が予想以上に減額した、つまり、結果として保険料が98%以上収納されたことを意味するもので、区市町村の保険料に対する収納努力をあらわすとともに、被保険者の多くの皆様が、納めるべき保険料を納付されているという実績を示しており、このことは、この制度をしっかりと支えていこうという意識を示すものではないかと思います。

また、平成21年度の支払基金交付金の精算については、12億円余の返還金が計上されております。約9,000億円もの医療給付費の4割に相当する現役世代からの支援金4,000億円余に対する返還金であり、さまざまな変動要素がある医療費を的確に見込み、その誤差は0.3%にすぎないものであります。今後も関係機関や区市町村との連携を密に行い、なお一層正確、適正な事務処理を期待しているものであります。このことが皆様の信頼にしっかりとこたえる大きな要因になることを確信するからであります。

制度の先行きはまだまだ見えないところがありますが、広域連合は被保険者の皆様の声をしっかりと受けとめ、一層制度の安定的運営のためにご尽力いただくことを期待し、私の賛成討論いたします。

○宇野議長 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○宇野議長 ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第69号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇野議長 賛成者全員です。よって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするものについては、広域連合議会会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宇野議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後 3時28分開会

臨時議長 鈴木 茂

議長 宇野 等

署名議員 松岡 定俊

署名議員 谷田部 和夫

平成２２年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

１ 広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
同意第 １号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	７月３０日	同 意
同意第 ２号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	７月３０日	同 意
同意第 ３号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	７月３０日	同 意
議案第６８号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	７月３０日	原案可決
議案第６９号	平成２２年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	７月３０日	原案可決

２ 専決処分の報告及び承認に係る案件

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 ３号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	７月３０日	承 認
承認第 ４号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	７月３０日	承 認
承認第 ５号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員退職手当審査会条例の報告及び承認について	７月３０日	承 認

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 6 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決 処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の 報告及び承認について	7 月 30 日	承 認
承認第 7 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決 処分した平成 2 1 年度東京都後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の報告 及び承認について	7 月 30 日	承 認
承認第 8 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決 処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務 時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の報告及び承認について	7 月 30 日	承 認
承認第 9 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決 処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及 び承認について	7 月 30 日	承 認

東京都後期高齢者医療広域連合議会

議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	中央区議会	中 嶋 ひろあき	17	江戸川区議会	須 賀 精 二
2	港区議会	鈴 木 驍	18	東村山市議会	鈴 木 忠 文
3	新宿区議会	深 澤 利 定	19	国分寺市議会	亀 倉 順 子
4	台東区議会	鈴 木 茂	20	国立市議会	吉 村 み な
5	江東区議会	堀 川 幸 志	21	福生市議会	田 村 正 秋
6	目黒区議会	森 美 彦	22	狛江市議会	谷田部 和 夫
7	大田区議会	溝 口 誠	23	東大和市議会	佐 村 明 美
8	世田谷区議会	稲 垣 まさよし	24	清瀬市議会	渋谷 金太郎
9	渋谷区議会	松 岡 定 俊	25	東久留米市議会	富 田 竜 馬
10	中野区議会	伊 藤 正 信	26	武蔵村山市議会	金 井 治 夫
11	北区議会	宇 野 等	27	多摩市議会	橋 本 由美子
12	荒川区議会	守 屋 誠	28	稲城市議会	多羅尾 治 子
13	板橋区議会	はぎわら 洋一	29	羽村市議会	舩 木 良 教
14	練馬区議会	西 山 きよたか	30	日の出町議会	清 水 秀 明
15	足立区議会	古 性 重 則	31	八丈町議会	沖 山 宗 春
16	葛飾区議会	舟 坂 ちかお			